○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二六一七の六、二六一八の一、二六二五の一、二六八五の二、二六九〇の一から二六九〇の三まで、二六九二、二六九三、二六九三の二、二六九三の三、二七〇〇の二、四二六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二六一七の六・二六一八の一・二六二五の一・二六八五の二・二六九〇の三・二六九二・二六九三・二六九三の二・二六九三の三・二七〇〇の二・四二六二の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九〇の一、二六九〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第一号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のように登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき公示する。

令和八年一月十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

一　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十二月二十六日　０４０５０４

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

日本検査キューエイ株式会社　東京都中央区入船二丁目1番1号　住友入船ビル１２階　代表取締役相談役　菅野　良一

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

土木及び建築、一般機械、鉄道、鉄鋼、非鉄金属、窯業、その他

四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、アメリカ合衆国、インド、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、カナダ、シンガポール共和国、タイ王国、ニュージーランド、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、台湾、大韓民国、ブラジル連邦共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スイス連邦、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ルクセンブルク大公国、イタリア共和国、フランス共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、デンマーク王国、スペイン、フィンランド共和国、ノルウェー王国、スロバキア共和国、ルーマニア、クロアチア共和国、ハンガリー、リトアニア共和国、ラトビア共和国、エストニア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ギリシャ共和国、トルコ共和国

五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

日本検査キューエイ株式会社　東京都中央区入船二丁目1番1号　住友入船ビル１２階

国会事項

参議院

答弁書受領

七年十二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する再質問に対する答弁書（第七一号）

参議院議員伊勢崎賢治提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問に対する答弁書（第七二号）

参議院議員ラサール石井提出難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問に対する答弁書（第七三号）

参議院議員ラサール石井提出高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員福島みずほ提出ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問に対する答弁書（第七五号）

参議院議員百田尚樹提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問に対する答弁書（第七六号）

参議院議員百田尚樹提出生活保護費に関する質問に対する答弁書（第七七号）

参議院議員百田尚樹提出帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問に対する答弁書（第七八号）

参議院議員辻元清美提出原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対する答弁書（第七九号）

参議院議員仁比聡平提出佐賀県警におけるＤＮＡ型鑑定に係る不正行為に関する質問に対する答弁書（第八〇号）

参議院議員牧山ひろえ提出マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問に対する答弁書（第八一号）

参議院議員牧山ひろえ提出マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問に対する答弁書（第八二号）

参議院議員牧山ひろえ提出被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問に対する答弁書（第八三号）

参議院議員牧山ひろえ提出被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問に対する答弁書（第八四号）

参議院議員牧山ひろえ提出子どもからのＳＯＳを聞き逃さない仕組みに関する質問に対する答弁書（第八五号）

参議院議員牧山ひろえ提出スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問に対する答弁書（第八六号）

参議院議員牧山ひろえ提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問に対する答弁書（第八七号）

参議院議員小西洋之提出存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問に対する答弁書（第八八号）

参議院議員小西洋之提出存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに関する質問に対する答弁書（第八九号）

参議院議員小西洋之提出日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問に対する答弁書（第九〇号）

参議院議員小西洋之提出高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問に対する答弁書（第九一号）

参議院議員小西洋之提出高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問に対する答弁書（第九二号）

参議院議員小西洋之提出高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問に対する答弁書（第九三号）

参議院議員小西洋之提出存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問に対する答弁書（第九四号）

参議院議員小西洋之提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問に対する答弁書（第九五号）